

霧島市条例第31号

令和5年12月6日

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「法第19条第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「同号又は同条第2号」を「同条第1号又は第2号」に改め、「総数」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。